

平成27年度

八街市健全化判断比率等  
に関する審査意見書

八街市監査委員

## 目 次

### 八街市一般会計歳入歳出決算等に係る健全化判断比率に関する審査意見書

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	1
第 5	健全化判断比率の審査概要	2
第 6	審査意見	2
第 7	健全化判断比率等の対象経費	3

### 八街市公営企業決算に係る資金不足比率に関する審査意見書

第 1	審査の対象	5
第 2	審査の期間	5
第 3	審査の方法	5
第 4	審査の結果	5
第 5	資金不足比率の審査概要	6
第 6	審査意見	6

八街市一般会計歳入歳出決算等に係る  
健全化判断比率に関する審査意見書

## 第1 審査の対象

### 健全化判断比率

- ・平成27年度八街市一般会計歳入歳出決算等に係る健全化判断比率関係書類
- ・平成27年度八街市一般会計歳入歳出決算等に係る健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

平成28年8月 9日

## 第3 審査の方法

市長から審査に付された平成27年度八街市一般会計歳入歳出決算等に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について法令等に照らして健全化判断比率の算定課程に誤りはないか、健全化判断比率の算定において法令等に基づく適切な算定要素が用いられているか、健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、客観的事実の妥当性を判断した上で健全化判断比率の算定を行う場合において当該判断が公正に行われているかといった点を主な着眼点として審査を実施した。

## 第4 審査の結果

市長から審査に付された平成27年度八街市一般会計歳入歳出決算等に係る健全化判断比率は、関係法令等に準拠して適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類とも符合し正確であると認められた。

## 第5 健全化判断比率の審査概要

平成27年度八街市一般会計歳入歳出決算等に係る健全化判断比率並びに本市における地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第5号に規定する早期健全化基準及び同条第6号に規定する財政再生基準は、次表のとおりである。

区 分	平成27年度	平成26年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	12.94%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	17.94%	30.00%
実質公債費比率	8.8%	9.7%	25.00%	35.00%
将来負担比率	31.0%	47.5%	350.00%	

※ 「—」は、赤字でないことを表す。

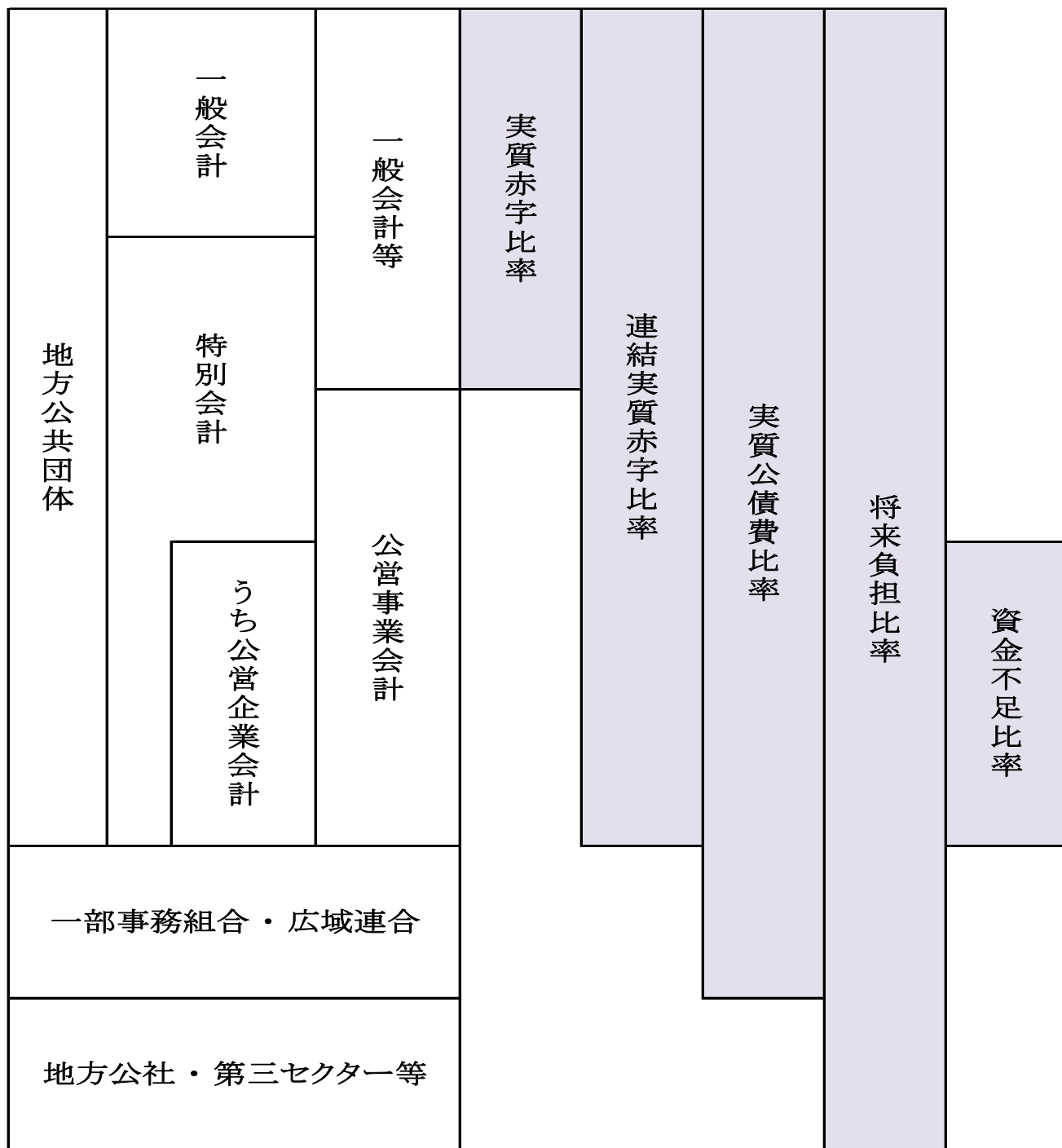
※ 地方公共団体は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を定めなければならない。（同法第4条第1項）

また、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を定めなければならない。（同法第8条第1項）

## 第6 審査意見

平成27年度八街市一般会計歳入歳出決算等に係る健全化判断比率は、早期健全化基準を相当程度下回っていることから、本市の財政の健全性は保たれていると判断できる。

第7 健全化判断比率等の対象経費



八街市公営企業決算に係る  
資金不足比率に関する審査意見書

## 第1 審査の対象

### 資金不足比率

- ・平成27年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算に係る資金不足比率関係書類
- ・平成27年度八街市水道事業会計決算に係る資金不足比率関係書類
- ・平成27年度の八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算及び八街市水道事業会計決算に係る資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

平成27年6月28日（水道事業）、8月9日（下水道事業）

## 第3 審査の方法

市長から審査に付された平成27年度の八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算及び八街市水道事業会計決算に係る資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令等に照らして資金不足比率の算定課程に誤りはないか、資金不足比率の算定において法令等に基づく適切な算定要素が用いられているか、資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、客観的事実の妥当性を判断した上で資金不足比率の算定を行う場合において当該判断が公正に行われているかといった点を主な着眼点として審査を実施した。

## 第4 審査の結果

市長から審査に付された平成27年度の八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算及び八街市水道事業会計決算に係る資金不足比率は、関係法令等に準拠して適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類とも符合し正確であると認められた。



## 第5 資金不足比率の審査概要

平成27年度の八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算及び八街市水道事業会計決算に係る資金不足比率並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条第1号に規定する経営健全化基準は、次表のとおりである。

区 分	平成27年度	平成26年度	経営健全化基準
下水道事業	—	—	20.00%
水道事業	—	—	20.00%

※ 「—」は、資金不足が生じていないことを表す。

※ 地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

(同法第23条第1項)

## 第6 審査意見

平成27年度の八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算及び八街市水道事業会計決算に係る資金不足比率は、資金の不足額がなかったことから、これらの事業の経営の健全性は保たれていると判断できる。